

### 中島正先生と労働法

秋田, 成就 / アキタ, シゲナリ / AKITA, Joju

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

23

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

12

(発行年 / Year)

1977-11-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00018078>

# 中島正先生と労働法

秋 田 成 就

中島正先生の学生生活は、戦時中の御勤務に伴なう外国事情の調査を別とすれば、終戦後に社会学部の前身である中央労働学園教授に就任されて以来である。同学園の法政大学吸収後、社会学部教授として労働法の講座を担当され、定年御退官の本年まで約三〇年間、先生は、ほとんど戦後に開拓されたといつてよいこの分野の草分けの一人としてひたすら労働法学の法理の研究に専念して来られた。先生の研究論文は巻末掲載の目録に見られるとおり、本誌に寄稿された分だけでも二七篇を算える。私事にわたるが、先輩としての先生の御招きにより昭和三二年から本学部の末席を汚し、親しく先生の御薫陶に与ってきた筆者としては、今、先生の精緻を極めた諸論文を前にして己の非力や努力の不足に内心忸怩たるものがあり、名講として声価の高かった先生の御講義を引継いで行く責任の重さを感じている次第である。

周知のように、先生の御性格は研究者としての謙虚の一語に尽き、自ら研究業績について喧伝されるようなことがなかったため、斯界の専門家以外では、先生の御研究の跡を知る人は必ずしも多くないと思われる。そこで、このような企てが、先生から御叱責を受けることを覚悟の上で、この誌上を藉り、「中島労働法学」の成果ともいふべき本誌所載の先生の論文につき、若干の紹介を加え、以て筆者自身の今後の研究の途しるべとしたいと考える。

中島先生の御研究の関心は、もともと広く労働問題全般に亘っており、社会政策学や労働運動の研究についても並々ならぬ熱意を以て勉強してこられたが、論文として発表されたのは、主として労働法及び社会法の領域である。ここで、社会法という学問領域について一言、触れておきたい。ほんらい労働法学と社会法学とは学問の研究対象としては不可分の関係にある。前者が主として労働者の労働能力活用期における保護をそのテーマとしているのに対し、後者がより広義の視角からその生存権の保障を目的として前者がカバーしきれない領域を補っているわけである。しかし、これまでわが国の労働法学者の多くは、労使関係や労働契約関係の法的解釈に関心を傾け、社会法ないし社会保障法の領域にまで研究対象を拡げている者はきわめて少なかった。もともと、社会保障法については経済学者や社会政策学者の手で研究が進められており、そこに学問的「分業」が行われていることは否定できないのであるが、法学としての社会保障法の研究には、その方法論上、自ら他領域の学者のそれとは違った何かがあるはずであり、事実、そのことに気付いた労働法学者によって、数は少いが優れた研究も登場してきている。とはいえ、今日の段階においてもなお、この分野の法学者の研究が労働法学のそれに比して立後れていることは多くの人の認めるところであろう。

このように社会法や社会保障法への労働法学者の一般的関心がまだ低かった一九五〇年代において、中島先生がいちはやくその重要性を認識され、停滞するわが国社会法制に比し、わが国同様、第二次大戦による社会的混乱の状況下にありながら、かのビスマルク社会保険法の伝統を承継いで着々と社会保障法の充実に努めつつある西ドイツに注目し、その研究に精力的に取り組まれたのは、まことに炯眼といふべきであろう。先生は「西独逸社会保障法の発展」と題する論文によって昭和三五年三月に法学博士の学位を得られた。わが国の社会法の領域では稀有のことである。

中島先生が本誌に御執筆の論文は、大別して、(一)わが国の労働法に関するもの、(二)西ドイツの労働法に関するもの、(三)西ドイツの社会保障法に関するもの、の三分野に分けることができる。右の各グループの論文の御執筆の時期は入交っており、先生がそれぞれの分野の研究を長年月にわたって同時に進められたことを示している。そして、それはまた、以下に述べるような意味において「中島法学」の特質を表わしているとみることができる。その特質とは、一言でいえば、比較法論といわれるものであるが、中島先生の場合には、単純な諸外国の法体系や制度の併列的比較ではなく、まず、わが国における労働法または社会法上の根本的な欠陥または問題点を指摘されたうえで、その解決への手がかりとして西ドイツという特定の国における問題の処理方法につき、是は是、非は非とする公正な学問的立場に立っておられるのである。

中島先生の西ドイツの研究が、先生のドイツ語についての抜群の語学力に支えられていることはいうまでもないが、先生は、常に *Recht der Arbeit* 等の外国の専門誌に隅から隅まで目を通され、ドイツの学者の最新の業績を吸収するのに大きな努力を払ってこられた。人も知るように、外国人の学者の考え方をその真意の通りに日本語で紹介することはきわめて難しい。先生の紹介には、わが国の比較法論者がえてして陥り易い通弊、つまり、「ベタばれ」か、そうでなければ、特定のイデオロギー信奉のあまりすべてを「反動」として片付ける否定のための批判論といったものは全く見られないのである。いってみれば、バランスのとれた客観主義ともいうべき立場である。およそいかなる国にあっても、人間が考え出す制度に万全なものはない。またある意味において理想に近い制度であっても、反対の立場の者からすれば当然に批判の対象となる。批判の余地の少ないものでも、それはその国特有の背景の下で運用されるのであり、背景の異なる他国には必ずしも通用しない。ある外国の制度を自国の制度の改正のための指標とし

て用いるためには少くも右のような観点からの再吟味が必要である。中島先生がその半生をかけてとり組まれた比較法論の対象が西ドイツ一国に限られた（但し、後掲「山猫スト」では各国の比較がなされている）点については、あるいは批判があるかもしれない（その点については先生が残りの半生の御研究の中で答えられることであろう）。しかし、先生の西ドイツに関する論文は、どれ一つをとってみても、一知半可通の受売り紹介と違って、一点のゴマカシもないその正確さに敬服させられる。先生がスペースや読者対象の限られた一般雑誌を避け、学術誌への寄稿一本槍で通してこられたのも先生のこのような学問的潔癖さに基づくものであろう。

西ドイツの労働法に関する先生の論文としては、「解雇の自由」、「西独逸における同一賃金の原則」、「経営合理化と解雇制限法」、「西独逸子女手当法」、「同―その後の発展」、「西独逸における労働時間短縮問題」、「西独逸における勤労母性の労働条件等の改善問題」、「西独逸の年次有給休暇制度(1)(2)」、「西独逸金属産業における労使の調整制度協定」、「一九六四年五月一二日の調整制度協定締結後における西ドイツ金属産業における協約交渉」、「西ドイツ、フランス及びイタリアにおけるストライキ権と山猫スト」がある。周知のように、西ドイツは団結権の保障の意義をめぐる論争や経営協議会法など、労使関係法の領域においても多くの問題をかかえており、いずれも研究対象として重要であるが、この分野では、わが国の学者による研究や紹介も比較的多い。中島教授は、一見、華々しく見えるこれらの諸問題の蔭に隠れているが、均しく重要性において劣らない個別労働関係の領域における問題を進んで取上げられている。実際、解雇制限法にせよ、年次有給休暇にせよ、あるいは女子労働者の保護にせよ、現在のわが国で大きな論議を引越している諸問題についての西ドイツのここ一〇―二〇年間のとり組み方は、労働保護立法の改革に積極的でないわが国（政府だけでなく組合運動も学者もひっくりかえす）と対蹠的であり、ドイツ人特有の粘液的、言語過剰型の議

論を割引いても、示唆に富むものが多い。しかし、それは単に法律の条文を見ただけではよく分らない。中島先生のドイツの法律の紹介は、何れも、それが立案され、議会で審議されて成文となるまでに、またその運用をめぐって学者の間ではどういう議論が闘わされているかをあますところなく伝えていく。学生の誤字や文章にうるさい先生の文章は、ドイツ人に似て論理的であり、きわめて読み易いのが特徴である。

中島先生がわが国の労働関係における問題をテーマとして書かれた論文としては、前掲の「解雇の『自由』」をはじめ、「レッドパージの前歴詐称を内容とする経歴詐称と懲戒解雇」、「違法な組合活動を理由とする懲戒処分と不当労働行為」、「労働基準法上の特別協定」、「所得政策と団体交渉権」がある。

「解雇の『自由』」は昭和二九年に書かれたものであるが、その当時は、この問題に正面からとり組んだ判例はごく少く、わが国の労働法秩序の下で、使用者が自由に（つまり正当事由を要することなく）労働者を解雇しうるかどうかについて学説、判例ともに定説というべきものを確立していなかった（現在でも確立したとまではいえないが、実質的肯定誌が支配的である）。中島先生はすでにこの時期に、その一、二年前に成立したばかりの西ドイツの解雇保護法（解約告知保護法一九五一年）をとりあげて、その長短を論じた後、社会的に正当ならざる解雇を法的に無効と宣言した同法に対比した場合、そのような明示の立法を欠き、かつ、解雇の場合には三〇日前の予告（または予告手当の支払）を要する旨を定めた労基法の法体制からみて、わが国では解雇に特別な正当事由を要しない、といえるかどうかという重要なテーマを論じられた。いまここに詳細を論ずる余裕がないが、先生は、結局、解雇自由の原則は、わが憲法二七条の定める「勤労の権利」の保障に抵触するものであること、労基法二〇条も、解雇は正当な事由が存在する場合に限り許されることを前提としたうえで、その場合にも所定の予告を要することを定めたものと解し、否定説を論駁されてい

る。先生の提起された主張は、その後、学界の主要な論争テーマの一つとなり、肯定説の定着化に資し、また判例も、当時有力であった自由説（大津地裁昭二八・三・一四など）から、権利濫用説や公序違反説の形で次第に正当事由説の方向に進んできたのは人のよく知るところである。

「レッドパージの前歴秘匿を内容とする経歴詐称と懲戒解雇」は昭和三四年に書かれたものである。周知のとおり、いわゆるレッド・パージは昭和二五年のマ書簡による「重要」産業からの共産党員およびその「同調者」の大量追放であり、当時の雇用状況の下で被解雇者の再就職はきわめて困難であった。レッド・パージの前歴を秘匿して採用された者も、後に至ってその事実が会社側に判明すると、経歴詐称を理由として懲戒解雇に処せられることになり、かくして、昭和三〇年頃からその処分の効力を争う事件が次々に登場してきた。この論文において、先生は、その典型的事件としての住友化学事件の大阪地裁判決（昭三四・三・三〇）および、東京出版販売事件の東京地裁決定（昭三〇・七・一九）の二つを中心としてとり上げ、経歴詐称という形式の奥にある思想・信条による差別という本質問題に裁判所がメスを加えていない欠陥を鋭く指摘されている。この問題は、社会的には、わが国における「戦後処理」の不明確さと不徹底さを反映するものであって、その後のレッド・パージ違憲訴訟やかの有名な三菱樹脂事件につながるものであるが、先生は、ここで、すでにその社会的矛盾の出発点を示唆されているのである。

昭和三五年に発表された「違法な組合活動を理由とする懲戒処分と不当労働行為」もまた、右の問題と同様、使用者の懲戒処分の形式的理由と実質的理由との相関という困難な問題についての先生の考え方をよく示している。先生は、関連する判例や命令を駆使して安易な便乗論を戒しめられた。戦後の労使関係の未成熟な時代には、ややもすれば組合運動が過激に走り、労働争議において良識に欠けた行為もしばしば現われた。これらの「正当ならざる」組合

活動に対し、使用者側は服務規律違反に照らし厳重な懲戒処分を加えることが多かったが、組合活動が集団的行動としてなされる関係上、違法組合活動に対する使用者側の懲戒処分も主として組合を指導するリーダーをその対象とした。先生は、この一見、当然のように見られるロジックにわが国特有の労使関係の表われを見て、その場合に、幹部を犠牲にすることによる団結弱化の側面がともすれば看過される傾向のあることを指摘された。この問題は「幹部責任論」として現在でも労働法学の重要なテーマなのである。

「労働基準法上の特別協定」（昭和四一年）は、労基法が随所で用いている「労使間の協定」という、これまた学説上の論議の多い問題についての先生のなかなかユニークな考え方が見られる論文である。労基法は、法の趣旨に反しない限りで、労働者保護の見地から定めた原則に、条件付の例外を認めているが、その手続を労働者の集団的合意の成立にかからしめている（第一八・二四・三六・三九各条）。この場合、法は事業所に過半数の組合が組織されている場合とそうでない場合を想定したうえ、それぞれに応じた協定の定め方を行っているが、その法的性質や効力には不分明なところが多い。先生は、この問題の解明は、法にいう「労働者」と「従業員」とを概念上峻別することから始めるべきだとされる。つまり、労基法九条にいう「労働者」とは、使用者に対し対等の立場に立つ——組合の結成単位たる——労働者を併せ含むもので、従って、協定における「労働者の過半数を代表する者」にいう労働者は「従業員」のみを意味せず、より広い範囲に及ぶとの考え方である。この考え方に立つと、特別協定の労働者側の当事者として、法は、第一次的に労働者の団結体である「労働組合」を予定していると解されることになるし、そう解した場合に、三六協定はじめ、労基法上の労使協定とその合意の意味が統一的に理解しうることになる。これは、個別的労働関係と集団的労働関係の二体系をできる限り統一的に総合して把握しようとする先生の発想によるもので、論理的整合に



優れた卓見と評すべきである。この考え方に近いと思われる諸学説もあるが、先生の見解は、厳密には、そのどれとも違ったユニークなものである。

先生は、この論文を序説として書かれたようで、これに基づき、特別協定の法的性質や効力等をめぐる具体的問題についての考察を他日に期しておられる。近い将来にその展開を期待したいと願う次第である。

「所得政策と団体交渉権」は、日本経済のいわゆる高度成長期後にコスト・インフレ論議がかまびすしくなった昭和四六年に書かれたものである。インフレ対策として諸外国では、賃金抑制のための所得政策立法が制定された。わが国でもこの種の立法措置の声の一部に高まったが、学界や労働界には反対論が強かった。所得政策法や賃金統制立法は、ほんらい労働法の体系からいえば異質の性格をもつが、そうであるからといって労働法学者がインフレ経済の下でこれに全く無関心であってよいはずはない。しかし、労働法学者の論述は、何故か、今日まで決して多くはない。中島先生は、この問題を、所得政策立法、ないし強制仲裁制度が憲法上の団体交渉権の保障を侵害する性格をもつのではないかという疑問点からとりあげられ、主として西ドイツで協約自治の原則との関係で起った論争を引合いにして、きわめて説得的な反対説を展開された。わが国はこれまでのところ法律による所得政策を導入するまでに至っていないが、インフレの懸念が大きい今後、絶えず再念する可能性をもつ問題である。先生の論文は、その意味でも息の長い効用を示すことであろう。

中島先生の西ドイツの社会保障法研究分野における最初の論文は、筆者の知るところでは、雑誌「健康保険」(第八卷第三号)に掲載された「西ドイツの社会保険における二、三の問題」であるが、本誌では、一九五四年一月成立の「子女手当法 (Kindergeldgesetz)」の成立過程および内容を詳しく紹介された「西独逸子女手当法」(昭和三〇年)であ

る。この法律は、家族手当を国家の社会保障の体制として位置づけるといふ第二次大戦後の国際的動向のさきがけとして重要な意味をもつものであった。これに反して、わが国の家族手当制度は企業の福利施設の中に埋没して、社会保障化の方向に進んでいない。西ドイツはこの頃から「大社会改革 (große Sozialreform)」を呼号して、公的社会保障給付制度の全分野にわたり根本的改革を推進した。同国の置かれた戦後の困難な政治的、経済的状况のゆえにその展開には長い年月が必要であったし、出来た法律の内容も必ずしも十分とはいえないにせよ、この国の朝野の改革の熱意には学ぶべき多大のものがあつた。中島先生が若き日の学問的情熱の大部分をこの研究に注ぎこまれたのは、同国の「社会国家原理」の重要な礎石をなす社会保障法の発展が「福祉国家」を標榜するわが国にとって必須であることを正しくも洞察されたからに外ならない。先生は、この「大社会改革」の全容を克明にフオーローされ (昭和三十一年)、その構造上の問題点を、社会保険制度、特別補償制度 (Versorgung) および公的扶助制度 (Fürsorge) の三つの柱について指摘されている (「西独逸の社会保障制度における構造上の問題点」昭和三十一年)。西ドイツの社会保障についてこれほどに詳細に分析・考察したものは当時のわが国の学術文献にはほとんど見当らない。

こうして中島先生の御研究は、一九五七年の三つの年金保険改正法「西独逸年金保険の改革 (昭和三十三年)」の成立に始まり、一九五八―九年の「疾病保険改正法案」 (昭和三五年) の紹介を経て、年金における懸案問題であつた アンゲシユニテルテ 職員 についての所得限界の撤廃を内容とする「西ドイツの法定年金保険における保険加入義務限界の撤廃 (昭和四五年)」、老齡年金受給開始についての固定的年齢限界 (starre Altersgrenze) を廃止して弾力的年齢限界をとりいれた第二次改革についての「西ドイツにおける法定年金保険の第二次改革 (昭和四七年ドイツ御留学中の執筆である)」と時代を追って進められてきた。先生の西ドイツ社会保障に関する研究論文は、本誌に発表された分だけでも膨大な量に及んでおり、

優に一巻の書物分に達する。その研究水準の高さ、精緻な内容と、わが国の制度との対比において述べられている冷静な批判など、先生の御研究の学問的価値を考えると、筆者は、この諸論文がまとめられて、できる限り早い時期に上梓されることを望んでやまない。

なお、先生が関東船員労働委員会に公益委員として御活躍中にまとめられた「全日本海員組合と船主団体連合会との間に交渉中のプール年金制問題（昭和三四年）」、「全日本海員組合と五船主団体との間に締結された船員雇用に関する協定」（昭和三八年）は、興味深く貴重な資料である。

最後に、先生は近時、御身体の不調を訴えておられるが、一日も早く御回復のうえ、最近まで大学院学生のためにドイツ語の原書を講読してこられた先生の若き、頭脳から、さらに円熟した内外の御研究の成果が生れ出ることを心から期待して御退官の饒の言葉に代えたい。

昭和五二年一月一〇日稿